

平成 26 年 3 月 26 日

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令案」に対する意見

公益社団法人全国精神保健福祉会 理事長 川崎洋子

政令案第 3 条では、特定の疾患を挙げて罰則の対象にすることを規定しています。これは、精神障がい者に対する差別や偏見、社会的排除を強化するものであり、大変遺憾です。特定の病名を挙げて罰則の対象にしないよう、以下、意見いたします。

1 精神障がいに対する偏見や危険視、社会的排除を強化するものであり、大変に遺憾です。特定の病気として統合失調症をふくむ精神疾患があげられていることは、従来の偏見、差別を助長するものです。

2 死亡事故統計からみて、精神障がい者の事故は極めて少ないです。なぜ、精神障がい者の運転は危険だとして処罰を重くされるのでしょうか。これは精神障がい者への差別・偏見と言わざるを得ません。

3 精神疾患をもつ人の多くは、医師の指導のもと適切に服薬し、病気とつきあいながら生活しています。自動車の運転についても医師と相談し安全に運転しています。個別の病名を特別視して罰則を設けることは、その病気とつきあいながら生活している人への差別です。

4 精神障がい者の社会参加を推し進めようとしている時に、精神障がい者の社会参加を阻むものです。国は、今、精神障がい者の地域生活を推進しています。現に地域で暮らす多くの精神障がい者がいます。交通の便の悪い地域では、日常生活には車は欠かせません。この法律は、精神障がい者の社会参加を阻み生活をしづらくさせるものです。

以上